

自由民主党 成長戦略
成長のための 24 の個別政策プラン

2010 年 5 月 14 日
自由民主党 成長戦略特命委員会

目次

成長のための24の個別政策プラン（全体像）	1
＜考え方＞	2
＜数値目標（総括表）＞	4
＜個別政策プラン＞	4
（1）「強い日本」	4
プラン1： 「未来産業創造プロジェクト」	4
プラン2： 「『科学技術立国』再建プロジェクト」	4
プラン3： 最先端の日本のシステムを世界展開	5
プラン4： IT環境の改善・強化	6
プラン5： 世界最先端の環境立国	7
プラン6： ものづくり立国	7
（2）「世界に開く」	9
プラン7： FTA・EPAの加速・拡大	9
プラン8： 法人税の引き下げ	9
プラン9： 国内制度を「世界標準」に	10
プラン10： 「世界の人材ハブ」 「世界の物流ハブ」戦略の推進	10
プラン11： 東京を再びアジアの金融・運用の中心地に	12
（3）「世界を主導」	14
プラン12： 「アジア共同市場」の構築	14
プラン13： 「国際機関の日本人を5年で倍増」	14
プラン14： 地球環境問題の解決を日本が主導	14
（4）「強い地域」	15
プラン15： 「『強い地域』を作るプロジェクト」	15
プラン16： 地域を支える産業 （保育、医療・介護、福祉、観光）の成長加速	16
プラン17： 「人生100年社会」「70歳現役社会」の実現	17
プラン18： 「平成の農地改革」などで「攻めの農林水産業」へ	18
プラン19： 活力ある中小企業に	19
プラン20： 次世代インフラの整備	20
（5）「優れた人材」	21
プラン21： 「再チャレンジできる社会へ」	21
プラン22： 「子育て支援緊急強化プロジェクト」	21
プラン23： 女性・シルバー・若者の雇用促進	21
プラン24： 教育の抜本的強化	22

成長のための 24 の個別政策プラン（全体像）

<考え方>

以下の5つの戦略目標を目指す。

（1）「強い日本」

- ・日本企業が世界の市場で稼ぐことこそ、経済成長の牽引役（内需・外需とも伸ばす）。
- ・未来の成長産業を生み出すための投資を官民一体となって進める。
- ・また、日本企業の弱みとされる市場獲得力（「技術は良いのに売れない」）の向上を官民挙げて支援する。

（2）「世界に開く」

- ・世界各国は、優れたグローバル企業の誘致合戦を繰り広げており、これに本格参戦する。こうした努力を怠れば、もはや、国内の優秀企業も逃げ出してしまふ。
- ・企業のグローバルな活動基盤として、世界から優秀なヒト、カネ、モノを集める環境づくりも行う（「技術者・研究者・留学生」「対内直接投資」受け入れ数値目標設定）。

（3）「世界を主導」

- ・国境を越えた事業活動の円滑化のため、国際ルールづくりを日本（官民）が主導することも重要。

（4）「強い地域」

- ・日本経済の足腰となるのは、地域経済、中小企業、農林水産業。これらを、保護政策の受け手から、成長の担い手に転換する。
- ・地方の活力なくして日本の再生なし。

（5）「優れた人材」

- ・人口減少の進む中、優秀な働き手を確保するため、あらゆる手立てを尽くす（柔軟な労働市場、女性・シルバー・若者の雇用、少子化対策、外国人受入れ）。
- ・未来の優秀な働き手を生み出すため、教育を強化する。

<数値目標>

(1) 「強い日本」

プラン1 未来産業創造プロジェクト	次世代社会システム、健康・医療、農業などに、2年間で20兆円の集中投資。 3年以内に市場の急拡大をスタート。
プラン2 『科学技術立国』再建プロジェクト	政府研究開発投資の対GDP比1%以上確保。科学技術予算を10年で倍増。これに向けて毎年確実に増額。 競争的資金(現在 4800 億円)を5年で倍増し、約1兆円に。
プラン4 IT環境の改善・強化	3年後に主要電子政府ランキングで世界3位以内を目指す。
プラン5 世界最先端の環境立国	エコカー購入支援補助により 2020 年にエコカー販売を新車販売の50%に。

(2) 「世界に開く」

プラン8 法人税の引き下げ	2011 年度から法人税率を国際水準の20%台に。 法人税ゼロ特区を11地方ブロックに1カ所ずつ創設。
プラン9 国内制度を「世界標準」に	銀行の保有株式を3年で禁止し、ゼロに。 国際会計基準導入(上場企業、連結ベースに限る)の1年前倒し。「2012 年決定」→「2011 年決定(米国と同時)」
プラン10 「世界の人材ハブ」 「世界の物流ハブ」 戦略の推進 (「アジアゲートウェイ」再始動)	「日本人グローバル化プロジェクト」 ◆英語を母国語とする教員を3年以内に2倍(現在約 4500 人から約1万人に)に増やし、5年以内には全ての小・中・高校に配置。(「スーパーJET5万人計画」) ◆海外留学する学生数を5年で3倍増の30万人に。 ◆国際機関で勤務する日本人、とりわけ国際標準策定でリーダーシップをとれる日本人を、幹部レベル・担当レベルの各層で、5年間で倍増を目指す。
	「世界の頭脳受け入れプロジェクト」 ◆高度専門能力外国人流入を現在の40万人から年率5%増で 2020 年に65万人に。 ◆「留学生」を現在の約13万人から 2015 年までに20万人へ。 ◆外国人留学生のうち博士課程の比率を 2015 年までに2倍増の30%へ。
	世界の大学ランキング5年後までに10位以内に3校、10年以内に世界の上位10校以内を含め上位30位以内に5校以上に。
	<世界の物流ハブ> 地方空港の空港別収支の開示ルールを定め、3年以内に独立採算化・民営化。

プラン 11 東京を再びアジアの金融・運用の中心地に	金融セクターの対GDP比を、現在の 5.8%から英国並みの8%台に。
	銀行の保有株式を3年で禁止し、ゼロに。

(3) 「世界を主導」

プラン 13 国際機関の日本人を5年で倍増	国際機関で勤務する日本人、とりわけ国際標準策定でリーダーシップをとれる日本人を、幹部レベル・担当レベルの各層で、5年間で倍増を目指す。
--------------------------	---------------------------------------------------------------------

(4) 「強い地域」

プラン 15 『強い地域』を作るプロジェクト	<p><地方に「成長の核」と仕事を創出> 法人税ゼロ特区を11地方ブロックに1カ所ずつ創設。 対内直接投資を対GDP比で5年以内に現在 3.6%から10%へ(5年で3倍)増に。</p>
プラン 16 地域を支える産業の成長加速	<p><保育> 「待機児童」を2年以内に解消。</p> <p><観光> 2020年までに訪日外国人旅行者を現在476万人から3000万人に。</p>
プラン 19 活気ある中小企業に	経営者 100 万人創出。

(5) 「優れた人材」

プラン 22 子育て支援緊急強化プロジェクト	「待機児童」を2年以内に解消。
プラン 24 教育の抜本的強化 (「教育再生」)	世界の大学ランキング5年後までに10位以内に3校、10年以内に世界の上位10校以内を含め上位30位以内に5校以上に。
	<p>「世界の頭脳受け入れプロジェクト」</p> <p>◆高度専門能力外国人流入を現在の40万人から年率5%増で2020年に65万人に。</p> <p>◆「留学生」を現在約13万人から2015年までに20万人へ。</p> <p>◆外国人留学生のうち博士課程の比率を2015年までに2倍増の30%へ。</p>
	<p>「日本人グローバル化プロジェクト」</p> <p>◆英語を母国語とする教員を3年以内に2倍(現在約4500人から約1万人に)に増やし、5年以内には全ての小・中・高校に配置。(「スーパーJET5万人計画」)</p> <p>◆海外留学する学生数を5年で3倍増の30万人に。</p>

<個別政策プラン>

(1) 「強い日本」

プラン1： 「未来産業創造プロジェクト」

- ・「次世代社会システム」(燃料電池、電気自動車のインフラ整備など)、「健康・医療」(再生医療等)、「農業」(都市農場の拠点づくり等)などの基幹となる産業や技術に、これから2年間で20兆円の集中投資。10兆円市場の創出が可能で日本が有利に戦える10分野を戦略的に選び、それぞれに2兆円を投資。
- ・たとえば、「次世代蓄電池開発国家プロジェクト<日本再生フェニックス・プロジェクト>」を産官学で早急に立ち上げ。
- ・リターンが見通せるプロジェクトの資金調達は「未来投資国債(注)」、民間で採算可能なプロジェクトはPPP(Private Public Partnership: 公共サービスの民間開放)で集中的に実施。単年度のみ支出で予算規模は2兆円。
(注)「未来投資国債」:リターンが確実なプロジェクト等に限定した10年返済国債。「未来投資特別勘定」で他の国債と別管理。
- ・3年以内に市場の急拡大をスタート。
- ・未来発展分野の展開:海洋開発、宇宙開発など。

プラン2： 「『科学技術立国』再建プロジェクト」

<「量」の確保>

- ・研究開発投資の拡充。
 - 政府研究開発投資の対GDP比1%以上確保。科学技術予算を10年で倍増。これに向けて毎年確実に増額。
 - 「研究開発促進税制」の恒久化。

<「質」の向上>

- ・競争的資金の導入拡大。
 - 競争的資金(現在4800億円)を5年で倍増し、約1兆円に。
 - 「懸賞型研究開発予算枠」(3000億円)の創設。
(3~6兆円の研究開発誘発効果)
- (注)「懸賞型研究開発」とは、条件設定をした研究開発や製品の開発

を実現した場合に、懸賞金を提供する仕組みである。

→ 高齢化社会対応、環境技術など、新時代対応技術の一定レベル以上の研究開発成果は、市場形成の初期段階で一定レベル以上の研究成果は政府が全て買取。

- ・「選択と集中」を実行する戦略的推進体制の確立（省庁間の重複によるムダの排除、公的研究機関の再編・廃合など）。

<戦略的な基盤強化>

- ・ 知財政策の強化： 知財のプロをプールして大学での知財保護をサポート。中小企業の海外特許申請代行や、海外特許更新の財政支援。
- ・ 規制改革： 国際共同による治験を推進し、医薬品の治験・承認を国際標準に（「日本版FDA」の創設）。「次世代社会システム実証実験特区」の創設。
※日本版FDA（食品医薬品局、Food and Drug Administration）
医薬品や医療機器、食品や化粧品などの取り締りや許可などを一括して行う米国政府機関「FDA」をモデルに創設し、医薬品の治験、承認期間や対応を国際水準で迅速かつ機能的に実施。
- ・ 共同研究・開発を促進する優遇税制の実施。
- ・ ワクチン生産の抜本見直し、国内メーカーのワクチン生産による国内生産体制の強化。
- ・ 人材育成： 大学・研究機関に世界最高水準の頭脳を招致。理系教育の強化（飛び級拡充などを検討）。【詳細は「プラン10」「プラン24」参照】

プラン3： 最先端の日本のシステムを世界展開

- ・ 世界最先端の日本のシステム（新幹線、原子力発電、環境技術、電気・ガス・水道といったライフラインシステム、医療・教育・電子政府での生活密着型ITシステムなど）を国主導で世界展開。
- ・ さまざまな経済・社会システムとセットで法制度や基準の輸出（全銀システムと手形小切手法のセット輸出など）。
- ・ 食の安全や防災システムの輸出。
- ・ ソフトパワーの輸出（Jポップカルチャー、ファッションなどコンテンツ産業の強化・輸出支援など）。
- ・ （「地球救済基金」（仮称）の創設を通じて、最先端の環境・エネルギー技術を世界の隅々まで普及。）【詳細は「プラン14」参照】

プラン4： I T環境の改善・強化

- ・「光ファイバー」を発達させた日本の電子活用社会を世界の模範として、「生活密着型の I T戦略」を確立し、日本が得意な「電子政府」「医療」「教育」の3分野への徹底投資と規制緩和の実施。医療機関と全教育機関の完全ブロードバンド化を推進。日本の得意な I T分野のシステムを世界に輸出。

<次世代電子行政システム>

- ・ 社会保障・税共通の番号制度の導入。
- ・ 行政業務の抜本的なB P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の推進。
- ・ トップダウンによるデータ仕様の標準化。
- ・ 電子行政システムのクラウドコンピューティング化の早期実現： 電子行政システムは原則として全てクラウド技術を採用し、開発コスト、保守・運用コストを大幅に低減。
- ・ 自治体システムの共同利用化。
- ・ 中央官庁システムの集約化。
- ・ インターネットを利用した選挙活動の解禁と積極的な活用の推進、国会の I C T利活用促進。
- ・ 「電子行政推進法」の制定： 3年後に主要電子政府ランキングで世界3位以内に入ることを目標に。

< I Tによる社会問題解決への貢献>

- ・ 医療情報の共有化と医療機器のネットワーク化、国民と医療機関の医療健康情報の共有。
- ・ 遠隔診療の高度化、在宅医療の I C Tによる支援。
- ・ 家庭用薬品のインターネット販売。
- ・ 生活・介護ロボットの積極的な開発・活用支援、在宅介護の I C Tによる支援。
- ・ I T S（路車間/車車間協調システム）の開発と普及。
- ・ テレワークの普及促進。

< I Tによる環境・エネルギー問題への貢献>

- ・ 世界最先端のスマートグリッドの実現。
- ・ 日本発のグリーン I T国際展開の支援強化。

プラン5： 世界最先端の環境立国

- ・ 戦略的技術開発のナショナルプロジェクト実施（蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野を選定。資金は、新たな国債「ゼロクーポン債」発行によって調達し、内外問わず優秀な人材を結集してプロジェクトを実施する拠点・体制を国内に構築）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の拡充。全国の小・中学校など公共施設への太陽光パネル設置等により、太陽光発電での「世界一」奪還。風力、潮流、潮力、小型水力など、その他再生可能エネルギー技術開発も積極推進。
- ・ 燃料電池など、蓄電技術の飛躍的向上を最優先に実現し、同時にスマートグリッドシステム、ITCなどをフル活用した医療、福祉、教育等を含む、環境に配慮した新たな生活システム、まちづくりシステムを構築。
- ・ エコカー購入支援補助により 2020 年にエコカー販売を新車販売の50%に。
- ・ 断熱住宅、発電システムなど環境配慮設備付き住宅など「エコ住宅」のさらなる普及促進。暮らしに応じた住宅のリノベーションに対する支援。
- ・ 蓄電池、次世代自動車、火力発電所の高効率化など、革新的技術開発に取り組む企業等を税制等で支援。
- ・ 地熱発電所建設促進のために、自然環境・景観に十分に配慮しつつ国立公園内等に地熱発電所を設置可能とする規制緩和。
- ・ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの開発。
- ・ 官民一体となって海外プロジェクト受注を支援する体制づくり：民間企業からの要請を前提に、インド等海外での原子力プラント等環境関連プロジェクトの受注のため、政府内に各省横断的組織として「海外プロジェクト支援推進本部」を設置。

プラン6： ものづくり立国

- ・ ものづくり中小企業のコンテスト（見本市）をアジア主要国で順番に実施。
- ・ ものづくり新会社特別保証の創設：ものづくり企業が新しいことにチャレンジできるよう、ものづくり新会社創設を条件に、無担保・本人保証で8000万円を信用保証する制度の新設。
- ・ 有限責任事業組合（LLP）等パススルー税制の検討。
- ・ 大田区、東大阪など、ものづくり集積地に世界中からの試作品づくりを請負

う「世界試作品センター」、中国で知的財産権や契約を保護しながら受注する「日本素形材センター」の設立。

- ・工場のエコポイント導入。
- ・次世代自動車の普及促進：ハイブリッド車や電気自動車を普及させるため、安全対策、高性能かつ低コスト革新型蓄電池の開発（リチウムイオン電池の共同研究を誘導するインセンティブ付与など）、電気供給スタンド網（共用配線部への補助金、火災予防条例や事業法等による規制緩和など）や水素ステーション網の構築などを推進。ETCやGPSなど自動車のICT化促進。

(2) 「世界に開く」

プラン7： F T A ・ E P A の加速・拡大

- ・ F T A ・ E P A 交渉の加速と拡大： 「ASEAN+ 3」「ASEAN+ 6」、「日韓」、「日印」。
- ・ 「日EU」 F T A ・ E P A の交渉を加速。
- ・ 航空分野なども交渉範囲に加え、パッケージでの交渉推進。

プラン8： 法人税の引き下げ

- ・ 法人税引き下げ（実行税率全体は40%から国際水準の20%台に（2011年度から））。
- ・ 「東京一極集中解消税制」の創設（選択的法人税の導入）：（本社機能、工場、データセンター等の東京からの移転と海外からの投資に関し、地方移転人員数、投資額などに応じて減税する、選択的減税）。
- ・ 「法人税ゼロ特区」（「エンジン・イレブン構想」）の創設： 日本経済の成長を牽引するジャンピングボードとして、北海道、東北、関東、北陸、東海、関西、山陽、山陰、四国、九州、沖縄の11地方ブロックに1カ所ずつ創設。沖縄振興特別措置法に基づく特区と同様、新規投資・進出案件のみ（特区内既存企業は対象外）を対象とし、法人税は、新規投資後5年間はゼロ、その後の5年間は半減など。法人税のほか、法人事業税や固定資産税（地方税）なども減免。地方の減免額は国が交付税で補填。

（注）適用要件：特区内における雇用人材の規模（常時使用従業員が100人以上など）や投資規模等。従業員規模に応じた段階的な減免措置も検討、投資可能区域の限定と収益状況に応じた退出ルールも検討。

特区域内限定のインセンティブ：

特区内での事業活動分の法人税を区分推計するか、沖縄特区同様、特区内に新たな法人を創設し、法人課税の対象とする。

国税：法人税は新規投資後5年間については0%で後の5年間は半減（0%になる範囲は、法人事業税の課税と同様、特区内の従業員数等に応じて按分）。地方税[地方の税収減は国から補填]：法人事業税は新規投資後5年間については0%で後の5年間は半減、不動産取得税[一部課税免除]、固定資産税[一部課税免除]。

プラン9： 国内制度を「世界標準」に

- ・「郵政民営化」、「政策金融改革」は続行。
- ・国民にとって健全な経済と成長に結びつく「公開会社法」。会社のガバナンスを「世界標準」に（「独立社外取締役」の設置義務付け、外国人・女性の取締役の拡大等）。
- ・株式持ち合い解消の一層の促進。
- ・銀行の保有株式（18兆円）を3年で禁止し、ゼロに。
- ・国際会計基準導入（上場企業、連結ベースに限る）の1年前倒し（「2012年決定」→「2011年決定（米国と同時）」）。
- ・一産業内の企業数過多の状態を解消し、「世界標準」の国内市場を作るため、企業経営の「世界標準」化、「産業再編促進法」（仮称）の制定。
- ・合併審査をはじめ競争政策はグローバルな視点を重視。
- ・外資規制の緩和（航空法改正など）。
- ・労働規制を国際標準に（派遣を認め、柔軟な労働法制に）。
- ・規制改革の推進（農業分野、医薬品分野など）。

プラン10： 「世界の人材ハブ」「世界の物流ハブ」戦略の推進 （「アジアゲートウェイ」再始動）

<「日本人グローバル化プロジェクト」>

- ・国内での英語教育の抜本強化： 英語を母国語とする教員を3年以内に2倍（現在約4500人から約1万人に）に増やし、5年以内には全ての小・中・高校に配置（注）する「スーパーJET5万人計画」。英語教育を小学校1年から。
（注）同一地域内での巡回も含む。
- ・海外留学する学生数を5年で3倍増の30万人。「グローバル人材育成基金」を官民で創設し、留学先での成績も加味した学費補助。大学では、最低半年の留学を努力義務化。
- ・集中的に英語を学ばせる環境の整備（大学卒業資格としての英語教育、教科をすべて英語で教える「英語教育特区」の創設など）。
- ・（国際機関で勤務する日本人、国際標準策定でリーダーシップをとれる日本人を、幹部レベル・担当レベルの各層で、5年間で倍増を目指す）。
【詳細は「プラン13」参照】
- ・日本を国際文化交流の場に： 官民による国際文化交流バックアップシステムの強化、公共施設・交通などにおけるイラストや多言語案内の表示に

対する補助金の創設、滞在型施設等の整備、日本ブランドの確立と海外への情報発信機能の強化など。

<「世界の頭脳受け入れプロジェクト」>

- ・ 高度専門的な能力を有する外国人の受け入れ拡大： 「出入国管理のポイント制」の導入、高度専門能力外国人流入を現在の40万人から年率5%増で2020年に65万人に。
- ・ その他専門能力・技能を持つ外国人の受入れの拡大についても検討。
- ・ 生活環境の整備（インターナショナルスクールの拡大など）。
- ・ 外国人留学生の受け入れ拡大。「留学生」を現在の約13万人から2015年までに20万人へ。外国人留学生のうち博士課程の比率を2015年までに2倍増の30%へ。
- ・ 日本を国際文化交流の場に： 官民による国際文化交流バックアップシステムを強化、公共施設・交通などにおけるイラスト・多言語案内の表示に対する補助金の創設、滞在型施設等の整備、日本ブランドの確立と海外への情報発信機能の強化など。
- ・ （世界最高水準の大学・大学院を日本に： 東大・京大等の「民営化」、「スーパー・ユニバーシティ化」、世界の大学ランキング5年後までに10位以内に3校、10年以内に世界の上位10校以内を含め上位30位以内に5校以上入ることを目指す。）
【詳細は「プラン24」参照】

<世界の物流ハブ>

- ・ オープンスカイの推進： 二国間オープンスカイに留まらず、「多国間通商協定」の一環としての広域オープンスカイ（ASEAN）を志向し、アジアを国内線化。アジア諸国だけでなく、EUとも早期に交渉開始。
- ・ オープンスカイの内容を更に深化： 「1/3」の外資規制の緩和、国内線カボタージュ（外国航空会社が他国内の2地点間を商業輸送すること）の解禁についても相手国とのイコールフットィングを条件に推進。外国人従業員の活用。
- ・ 首都圏空港の容量拡大、発着枠の弾力化： 羽田の国際線枠は、昼間6万回・深夜早朝3万回に限定せず、更なる増枠を可能にし、発着枠は国内線・国際線と区別することなく需要に応じた柔軟な対応。
- ・ 羽田・成田の一体的ハブ空港化促進： 航空・非航空系（商業系）を一体として羽田空港民営化。羽田ー成田間の環状リニアなどの整備。羽田の国内際

ハブ化に向けて容量拡大のための具体策を早急に提示（都心上空の飛行、滑走路の延長、更なる沖合い展開、滑走路の増設等）。

- ・ 地方空港・地方路線の改革： 空港別収支の開示ルールを定め、3年以内に独立採算化と民営化を実行。着陸料は、日本の競合市場であるアジア諸国の水準並みに引き下げ。空港建設目的の航空機燃料税は廃止。低需要路線は、維持を求める地方自治体や地方空港が応分の負担をする仕組みを構築。
- ・ 2015年にパナマ運河が拡張することに対応し、国内主要港湾で大型船の入港可能な施設整備。
- ・ スーパー中核港湾等の国際海上コンテナ取り扱い施設の整備。
- ・ 空港・港湾におけるC I Q体制の強化（手続きのさらなる迅速化）を通じ、東アジア（ロシアを含む）域内の人流・物流の「準国内化」を実現。

プラン11： 東京を再びアジアの金融・運用の中心地に

- ・ リスクマネーの拡大。
資産運用業の強化：その発展のために、厳しい情報開示基準の設定、独立取締役の活用などのコーポレートガバナンスを強化。
投資家が安心して投資できるように、取引所の上場基準の厳格化。取引所の総合化。
少額の上場株式等投資のための非課税措置である日本版ISA（個人貯蓄口座）設立の前倒しや投資額制限の拡大、さらに年齢制限の見直しなどを行う。
- ・ 業としての金融の育成： 金融セクターの対GDP比を英並みに（現在の5.8%から英国並みの8%台に）。アジアの資産運用拠点としての市場整備。
- ・ メガバンク再々編（郵貯、メガバンク、新生、あおぞら、信託系）、世界スーパーリージョナル銀行（10～50兆円）に向けた地域金融再編。
- ・ 金融機関に預貸率の目標数値を導入。
- ・ 銀行の保有株式（18兆円）を3年で禁止し、ゼロに： 日本版SWFが買い取り、銀行の経営安定化。
- ・ 新しい貸出サービスをチャレンジする金融機関には、利子補給で支援。
- ・ 東証「グローバル30社」インデックスの創設： 経営者、ガバナンス、開示、パフォーマンスでわが国のグローバルトップ30企業を選定。わが国トップ企業の時価総額上昇を狙う。
- ・ 「日本総合取引所」の創設： 証券・金融先物・商品先物などを統合（東証・東工取・地方・海外取引所の統合。新興市場の整理統合）し、グローバルに競争力ある取引所を創設。それを将来的には、アジアの中心となる「アジア総合取引所」に成長。

- ・国民にとって健全な経済と成長に結びつく「公開会社法」（「独立社外取締役」の設置義務付け等）。
- ・資産運用マーケットの強化： 海外からのファンドマネージャー招聘、税制優遇、入国規制緩和。プライベートバンク解禁（富裕層高齢者の銀行貯蓄の活用）。
- ・お台場に金融センターに： 「日本版カナリーワーフ」（特区）の創設、オフショアセンターに（税制優遇、国有地の無償貸与など）。
- ・金融監督機能の再編： 金融庁検査と日銀考査の整理統合、SESC の機能強化。

(3) 「世界を主導」

プラン 12： 「アジア共同市場」の構築

- ・アジア域内での政策・制度の調和を実現するため、二階経済産業大臣（当時）の提唱で創設された、現在進行中の東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）（注）での経験も活かしながら「アジア版 OECD」を創設。

（注）ERIA は、東アジアサミット諸国にとって戦略的な関心のある研究テーマに特化した専門グループによる政策提言を行う機関。

- ・「アジア債券市場（アジア地域の政府・企業体・プロジェクトなどが発行する債券の市場）」の構築。

地域のインフラ整備、規制緩和、インフラ・ファンド開発などクロスボーダー取引の活性化などが行われるように、アジア債権市場育成イニシアティブへの技術支援や資金援助で、債券市場育成へのイニシアティブをとる。それによりアジアからの対日投資、日系企業の債券発行への信用保証などにつなげ、日本および日本企業の活性化。

プラン 13： 「国際機関の日本人を5年で倍増」

- ・国際機関で勤務する日本人、とりわけ国際標準策定でリーダーシップをとれる日本人を、トップレベル・幹部レベル・担当レベルの各層で、5年間で倍増を目指す。国際機関の幹部候補となりうる官民の人材を長期的に育成・支援する「国際リーダーシッププログラム」の創設し、最低5年以上は国際機関に送り込む仕組みを構築する。その際、若手職員を国際機関に送り込む（原則2年間）ため、費用負担するJPO制度（Junior Professional Officer）の抜本改組の実施。

プラン 14： 地球環境問題の解決を日本が主導

- ・日本発で新たな国際枠組みを提案（「各国が掲げた目標を第三者が検証」する枠組み、「地球救済基金」（仮称）を設けて最先端技術を世界に拡大）。最先端技術を世界中に普及するため、自然体で導入される技術と最先端技術との差額を基金から補てん。基金の財源は共通炭素税など、新たなグローバルな負担システムを構築。

(4) 「強い地域」

プラン 15： 『強い地域』を作るプロジェクト』

<地方分権で地域の成長へ>

- ・東京一極集中解消。道州制推進。税源移譲を伴う真の地方分権を。
- ・「強い地域」の基礎は「地方分権」。そのために、まず「霞が関改革」。真の政治主導と人件費削減を進める「内閣人事局」を創設。
- ・「国から地方への公務員の付け替え」ではなく、意欲と能力ある地方公務員が地域を支える「地方公務員改革」（地方公務員法改正）。

<地方に「成長の核」と仕事を創出>

- ・「IT遷都」（クラウド・コンピューティングシステムの推進。霞が関のバックオフィス機能を、ITを使って地方数カ所に分散することで、国家公務員・行政関連産業の東京一極集中を解消するとともに、地方の人材が地方で能動的に参画できる仕組みに）。地方へのデータセンター移転等に対するインセンティブ付与。
- ・「東京一極集中解消税制」の創設（選択的法人税の導入）：本社機能、工場、データセンターなどの地方への移転を後押しするため、雇用創出・投資規模等に応じて法人税優遇。このほか、固定資産税[地方税]などの減免。地方の減免額は国が交付税で補填。

（注）適用要件：常時使用従業員が20人以上、従業員規模に応じた段階的な減免措置とする可能性有。

インセンティブ(国税:法人税は移転後5年間については一部免除、設備投資税額控除、設備投資特別減価償却。地方税:法人事業税は移転後5年間については一部免除、不動産取得税[一部課税免除]、固定資産税[一部課税免除])。

- ・「法人税ゼロ特区」を地方11ブロックに設け、地域経済発展の核に。(再掲)
- ・「地域購入&地域再投資法」（仮称）により地域に仕事を創出。
- ・上記の措置などにより、対内直接投資を対GDP比で5年以内に現在3.6%から10%へ（5年で3倍）。

<個別分野>

- ・保育、医療・介護、観光 【詳細は「プラン16」「プラン17」参照】
- ・攻めの農林水産業 【詳細は「プラン18」参照】
- ・中小企業 【詳細は「プラン19」参照】

プラン 16： 地域を支える産業（保育、医療・介護、福祉、観光）の成長加速

<保育>

- ・「子ども手当」の代わりに、「子育て支援緊急強化プロジェクト」： 保育、学童、放課後学級における「待機児童」を2年以内に解消。【詳細は「プラン 22」参照】

<医療・介護>

- ・医療・介護分野の施設の新設・改修やICT活用の支援、介護関係人材の雇用促進と処遇改善の実施、介護サービスの品質を価格に反映しやすい制度設計への転換を図り、民間事業者等の新たな付加価値の高いサービスの参入を促進し、利用者本位で多様なサービスが提供される体制を構築。
- ・「人生100年社会」「70歳現役社会」の実現【詳細は「プラン 17」参照】

<福祉>

- ・福祉分野の拡充による雇用の創出
高齢化にますます拍車のかかるわが国有数の成長分野である福祉分野（年金・医療・介護）を、福祉関連事業を地域活性化のための重要な成長産業と位置づけ、国策として資源の集中的投入などにより、新規サービス事業者の参入、雇用の創出、従事者の処遇改善などを推進し、財源確保のための税制抜本改革を含む必要な制度改正を実施。地域ごとの福祉のニーズに適切に対応するため、事業者資格要件や施設基準等は原則として地方自治体において決定できるように規制の見直しを実施。

<観光>

- ・2020年までに訪日外国人旅行者を現在476万人から3000万人にし、日本隅々に誘致： 産業観光など「ニューツーリズム」の創出や流通の促進。
- ・地方空港の独立採算化（空港を核とした観光戦略を地方の創意で推進）。
- ・観光用ビザの緩和。
- ・他産業との連動： 医療ツーリズムの拡大。コンテンツ産業と連動した観光拠点づくり。
- ・宿泊施設の強化： 旅行業者代理業の自由化など規制緩和推進。

プラン 17： 「人生 100 年社会」「70 歳現役社会」の実現

<「人生 100 年社会」の実現>

- ・「人生 100 年社会のまちづくり社会実証実験」（智能化住宅、ロボット介護の研究開発と促進すると共に、それらを各所に配置など）を官民学共同で実施。
- ・介護・福祉機器レンタルビジネスの普及促進。
- ・「ご近所の底力」のフル活用（「明るい老老介護」）。

<「70 歳現役社会」の実現>

- ・有効な検診の受診率の向上、各種検診の一層の診断率向上・効率化。
- ・がん予防ワクチンの公費負担、各種疾患ワクチンの迅速な実用化。
- ・予防医学、抗加齢医学の推進。
- ・生活習慣病対策産業の支援・育成、民間の生活習慣病対策への支援。
- ・農商工連携による健康増進食品産業の育成、「健康食品法」による食品の健康増進効果の科学的検証と有効で安全な食品の認証。
- ・高齢者の運動器機能向上の取組の奨励・支援、関連産業の育成。
- ・医療費の引き上げを実現。財源は、税・保険に限定せず、幅広い対象を検討することとし、海外からの受診者の医療費や高度医療などから得られた余得財源等を医療全般の質の向上に役立てる仕組みも検討。
- ・受けたい治療を保険と併用しながら受けられる仕組みに（先端医療技術を早期に実用化させるとともに、国民が選択可能な治療方法の範囲を拡大させるために、一定の有効性・安全性・倫理性をみたした新しい治療方法を保険診療と併せて受けることができるように規制を合理化。それと同時に、すべての国民が早期に有効・安全な新しい治療方法を受けられるように、それらの治療方法を段階的に保険医療に導入することを検討）。
- ・医師偏在の是正とともに、医療補助スタッフの増員、医師と看護師等の医療従事者、看護師と介護士等の介護従事者の業務範囲見直しを進め、医師一人当たりの生産性を向上とともに、チームによる医療・介護の一層促進。
- ・遠隔医療の多角的活用。
- ・再生医療、医療・介護ロボットなど、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究・開発を促進。そのため、薬事承認の迅速化のための規制改革、ドラッグ・ラグやデバイス・ラグの解消、早期臨床試験（POC）実施体制の整備など医薬品・医療機器の審査体制の充実強化、革新的医療技術への対応のためのレギュラトリー・サイエンス（規制科学）の構築、先端医療に係る刑事責任の扱いの明確化、医薬品・医療機器等の革新性に対する適切な医療保険での評価、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備充実などを推進。

- ・未承認の医薬品（特に、小児・がん・難病といった症例が集まりにくい特定疾患、高度・専門的な評価が必要な疾患など）・医療機器の臨床研究データの収集とIT活用を含めた治験ネットワーク化の推進。
- ・新薬創出・適応外薬解消等促進加算の本格実施、イノベーションの評価・促進に逆行する市場拡大再算定を廃止、類似治療比較方式による新薬の算定・加算など、「薬価制度」の抜本見直し。
- ・日本の高度な医療技術を活かし、海外からの患者の受け入れ拡大。医療施設の設備要件やビザ要件の緩和等、そのために必要な規制の見直しを推進。
- ・健康研究推進会議（「日本版NIH」）による一元的・戦略的予算配分、臨床研究関連予算に関する関係者の横断的連携と重点化・拡充。

プラン 18： 「平成の農地改革」などで「攻めの農林水産業」へ

- ・農業の生産性の向上：減反廃止、農地集約化促進、農地の転用規制を強化しつつ参入主体の拡大（株式会社）、農業生産法人の出資規制緩和、農業委員会の抜本改革。
- ・改正農地法の施行や効果的な財政支援（優良農地を維持し、耕作放棄地を解消し、面的集積を進めることにより、優良農地を確保）
- ・担い手育成のための農業の経営者と農地の管理者の分離： まず、その地域の農地を利用して農業を営む経営者と、これを支えるためにその地域の農地のインフラ整備にあたる管理者（＝農家）の役割分担を前提とする政策を導入。
 - 担い手育成のための農業就業人口の若返りを推進（「農業に退職金」と「農業の新人歓迎」）
 - 「農業多面的機能直接支払制度」の創設（＝管理者への助成金）： 担い手に農地を提供する（主として高齢者からのなる）農家に、その地域の農地や水資源など農地インフラの管理に対する助成を行う「農業多面的機能直接支払制度」（仮称）を創設。
 - 担い手への助成金（＝経営者への助成金）： 農業経営者に対して、内外価格差の一部を補填する助成金を交付。助成金算定は、例えば、都道府県別・地域ごとの実態を踏まえた合理的な単価に基づく算定などを検討。
- ・アジアへの輸出拡大： 販売体制強化、地方空港とつなぐ流通インフラ整備。中央市場と空港を連結し、高付加価値農産物の輸出拠点へ。
（EX. 大田市場⇄羽田空港）
- ・予算の大幅拡充による野菜・果物・花卉及び畜産・酪農の輸出強化： 検疫

体制の強化も含め、輸出振興予算を戦略的に大幅拡充。特に、全国的な作物別の輸出振興組織を設立し、海外へ積極的に売り込むため、最初の5年間に限り、この組織の活動を公費で助成。

- ・ 農政の目標の見直し： カロリーベースの食料自給率の偏重を止め、「国内の農業生産額と農作物の輸出高を最大化すること」を基本とし、生産額ベースの食料自給率や、潜在的な食料自給力の強化など複眼的な思考で捉える。
- ・ 海外の農場における日本仕向けの農業生産の増大： 特に、土地利用型農業の分野で、物理的な制約の少ない海外の農場における日本仕向けの農業生産の増大のための政策を実施（例えば、海外の農地の確保や海外で農業に従事する若者への財政支援を創設など）。
- ・ 畜産・酪農の飼料国産化のためのコントラクターへの助成金： 国内でデントコーン、飼料稲、牧草など飼料作物をつくるコントラクターと呼ばれる農業経営体に対しても、水田農業と同じように面的集積をすすめて助成。
- ・ 廃棄される食品の再利用による都市農場の実現： 国内で生じる消費されなかった弁当や豆腐製造の過程でできるオカラなどを、輸入飼料よりも安い飼料として再利用するなど、畜産・酪農地帯と都市農場の間のリサイクルと流通のシステムを確立。
- ・ 輸入飼料の使用を抑制する助成の仕組みの導入： 現在の助成の仕組みを改め、輸入飼料のコストが上昇した場合には、輸入飼料の使用の有無にかかわらず、出荷されるすべての肉や牛乳に対して補てんする仕組みを創設することにより、国産飼料使用のインセンティブを導入。
- ・ 植物工場の普及促進など科学技術の活用： 植物工場は、初期の設備投資（少なくとも数千万円）とランニングコスト（通常の2倍程度）が普及障害になっているため、植物工場システムの離陸期を早めるため財政支援を拡充。

プラン 19： 活力ある中小企業に

- ・ 経営者 100 万人創出： 過去 20 年で 112 万社が廃業。その流れを逆転させるために、エンジェル税制の適用大幅緩和などで創業支援を強化し、経営者（社長等）100 万人創出。
- ・ ベンチャー企業から大企業への変身を後押し： 製造業以外の分野での「中小企業」の要件緩和。健全なベンチャーキャピタル活動の活性化のための法整備。
- ・ 未公開のベンチャー企業において、企業の内部者（経営陣、主たる従業員）に発行する株式価格と、外部の純粋な投資家の株式価格について、一定条件で2本立ての価値体系の承認。

- ・ものづくり企業が新しいことにチャレンジできるよう、ものづくり新会社創設を条件に、無担保・本人保証で8000万円を信用保証する制度の新設。
- ・有限責任事業組合（LLP）等パススルー税制の検討。
- ・転廃業支援の強化（転業へのエンジェル税制適用、廃業時の個人財産保護等）。
- ・クラウドコンピューティングを起爆剤に、新たな中小企業のビジネスチャンスを創出。

プラン 20： 次世代インフラの整備

<交通インフラ>

- ・リニアモーターカーの整備。鉄道網の整備。
- ・地方都市の交通体系再構築：都市内軌道の再整備やLRTの導入。フリーゲージ・トレイン、デュアル・モード・ヴィークル、ハイブリッド電車など、未来型車両の開発。
- ・道路網の整備・物流効率化の推進。スマートICの増設。
- ・環境にも配慮したコンパクトシティ（集中型まちづくり）の推進。
- ・林業の路網基盤の整備。
- ・公共インフラの整備や運営に民間の資金やノウハウを活かすPFI活用。

<スマート電圧化>

- ・配電電圧を100Vから200Vに変更（電力ロスの低減やCO₂削減が可能。また、家電品の買換え需要、少子高齢化に対応したオール家電住宅の促進など電力利用の利便性も向上）。
（注）電圧変更に伴う安全性対策として、感電（ヨーロッパで安全性が実証済み）やコンセント変更などの安全確保に向けた経過措置対応が必要。
- ・老朽化した送配電設備の再配備：電線地中化の促進。
- ・太陽光やプラグイン電気自動車の普及促進。

(5) 「優れた人材」

プラン 21： 「再チャレンジできる社会へ」

- ・「派遣切りをなくすため、派遣雇用を禁止」ではなく、「仮に職を失っても、次の仕事で頑張れる社会」へ。
- ・柔軟な労働法制へ： 派遣労働の原則自由化（正規・非正規の中間領域の労働形態を奨励）、整理解雇 4 要件の緩和や手続き的規制の厳格化など「解雇ルールの明確化」、裁量労働制の適用範囲の拡大など。
- ・ジョブカードの機能強化・本格普及。
- ・成長分野に向けた職業訓練の強化（農業、健康・介護など）。
- ・「雇用税額控除」（雇用者増、賃上げに応じた税額控除）の導入。

プラン 22： 「子育て支援緊急強化プロジェクト」

（「待機児童」を 2 年以内に解消）

- ・「子ども手当」の代わりに、「子育て支援緊急強化プロジェクト」： 多くの子育て世帯が困っている保育園、放課後児童クラブにおける「待機児童」を 2 年以内に解消。
- ・「保育施設の緊急整備」（緊急に 2 兆円）。休日・病児保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、地域子育て支援拠点などの拡充。幼児教育の無償化。
- ・地域の実情に応じた規制改革（幼稚園の保育機能強化、保育園の幼児教育機能強化など）、保育ママ・ベビーシッター・家事代行サービスなどの資格認定制度等の整備。
- ・小児医療費、不妊治療費負担への支援拡充。
- ・子宮頸がん予防ワクチンへの公費負担導入。

プラン 23： 女性・シルバー・若者の雇用促進

- ・「地域青年協力隊」（仮称）の創設（地域の人材不足、農林水産業や地場産業の衰退、自然環境の悪化等の問題に対応する、「海外青年協力隊」の地域版）。
- ・高齢者も生き生きと働ける社会へ： ハローワークに「シルバー専用コーナー」の新設。
- ・女性版マイクロファイナンス制度（市民金融法の制定）の創設。
女性が地域に根ざし、地域に貢献する小規模な事業を始める際に必要な小規模な貸付を簡便にできる仕組みの創設。

- ・ICTなどを活用したテレワークの促進。これにより、共稼ぎを含めた多様な働き方、通勤方法、子育て、住環境などライフワークバランスの質と雇用の向上を図る。
- ・「ご近所の底力」の活性化： コミュニティ・ビジネスなどを行う人材を支援する「社会起業家法（仮称）」の制定や地域活動支援公社（注）の設置。
（注）同公社は、包括的な経済発展を促進のため、手頃な価格の住居や、商工業・地域の公共施設の建設、事業や雇用創出などに取り組む。また、融資や助成など、より効果的な政府の施策実現へのはたらしかけを行う。費用は、投資家や貸主からの資金や寄付金を基に、政府資金も活用。税優遇措置や寄付者・投資者への税控除も配慮。

プラン 24： 教育の抜本的強化（「教育再生」）

<世界最高水準の大学・大学院を日本に>

- ・東大・京大等の「民営化」、「スーパー・ユニバーシティ化」（大学・大学院は、「産業」として競争力を飛躍的に強化するため、選考委員会方式による学長選任や民間人メインの理事会設置など、民間企業型ガバナンスを導入するといった抜本的な運営方法全体の強化）、世界の大学ランキング5年後までに10位以内に3校、10年以内に世界の上位10校以内を含め上位30位以内に5校以上入ることを目標に。

（注）安倍政権時には、「今後10年以内に、定評ある国際比較において、我が国の大学・大学院が、世界の上位10校以内を含め上位30校に少なくとも5校は入ることを目指す」という目標を掲げた。

- ・大学・大学院を「国際標準」に： 大学の統合の促進、地域の大学の一体化。海外の大学・大学院とのカリキュラム共有、単位相互認定など。
- ・学長リーダーシップによるマネジメント改革。「教育公務員特例法」を改正し、教育の人事（採用や昇進など）は、教授会の専権事項ではなく、理事会または役員会の専権事項にすることを検討。

<「世界の頭脳受け入れプロジェクト」>（再掲）

- ・外国人研究者・教員の受け入れ拡大： 「出入国管理のポイント制」の導入、高度専門能力外国人流入を現在の40万人から年率5%増で2020年に65万人に、生活環境の整備（インターナショナルスクールの拡大など）。
- ・外国人留学生の受け入れ拡大。「留学生」を現在の約13万人から2015年までに20万人へ。外国人留学生のうち博士課程の比率を2015年までに2倍増の30%へ。

<「日本人グローバル化プロジェクト」>（再掲）

- ・国内での英語教育の抜本強化： 英語を母国語とする教員を3年以内に2倍（現在約4500人から約1万人に）に増やし、5年以内には全ての小・中・高に配置（注）する「スーパーJET5万員計画」。英語教育は小学校1年から。

（注）同一地域内での巡回も含む。

- ・海外留学する学生数を5年で3倍増の30万人。「グローバル人材育成基金」を官民で創設し、留学先での成績も加味した学費補助。大学では、最低半年の留学を努力義務化。

<基礎教育の強化>

- ・小中高の教員の信頼回復などを通じて、教育の質の強化。
- ・理系教育の強化。飛び級の拡充等を検討。